

## 第175回統計委員会・第23回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年3月28日（月）10:40～12:30

2 場 所 Web会議

3 出席者

### 【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、  
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、櫛 浩一、福田 慎一、松村 圭一、村上 由美子

### 【臨時委員】

宇南山 卓、篠 恭彦、清水 千弘

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課企業  
統計分析官、文部科学省大臣官房審議官（総合教育政策局担当）、厚生労働省政策統括  
官（統計・情報政策、労使関係担当）、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調  
査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、重里次長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第160号の答申「学校教員統計調査の変更について」
- （2）諮問第161号「賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について」
- （3）公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について（報告）
- （4）国が実施する統計調査に関する提案の状況について
- （5）建築工事費調査について

5 議事録

○椿委員長 それでは、全員そろっておりますし、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第175回統計委員会と第23回企画部会を合同開催したいと思います。

本日は、秋池委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、答申、諮問、公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況、国が実施する統計調査に関する提案の状況、建築工事費調査について説明があります。本日は、このような議事にしたいと考えております。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○樫委員長** それでは、議事に入ります。

諮問第160号、学校教員統計調査の変更の答申案について、人口・社会統計部会の津谷部会長から、御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○津谷委員** ありがとうございます。津谷でございます。

それでは、学校教員統計調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件については、変更内容が集計事項の変更に限られていたことから、先月の統計委員会に諮問された際、樫委員長から、効率的に部会の意見を取りまとめてほしい旨の御発言をいただきました。このことを踏まえ、部会長の判断として、統計委員会運営規則の規定に基づき、部会を書面により開催することといたしました。この書面による審議の結果、資料1のとおり、答申案をまとめましたので、御覧いただければと思います。

まず、1の「承認の適否」ですが、全体的な結論として、今回の変更については、承認して差し支えないと判断いたしました。

変更内容の具体的な判断理由については、2の「理由等」でまとめております。

今回の変更は、本調査において行われている、教員異動調査票に係る、特別支援学校の集計事項のうち、旧学校種による集計を取りやめるというものです。この集計が行われてきた経緯については、諮問の際、事務局からも御説明があったところであり、答申案の本文や注1にも改めて記載いたしましたとおり、平成19年4月に施行された学校教育法の改正により、それまで設けられていた、盲学校、聾学校、及び養護学校という学校種が、特別支援学校に統合され、それに伴い本調査においても、平成19年度調査から、特別支援学校としての集計が行われることとなりました。

しかしながら、法律上の区分が特別支援学校になったからといって、個々の学校が対象としている障害種別が、直ちに変わるわけではないと考えられたことや、データの時系列の維持も勘案して、暫定的に、この集計が続けられてきたものです。

そして今回、この集計を取りやめるということですが、これについては、①と②に記載いたしましたように、法改正から10年以上経過することによる状況の変化があり、さらに、集計自体に利活用がなく、今後も継続する必要性が乏しくなっていることから、適当と判断をいたしました。

以上が、今回の変更に関する答申案でございます。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明について、何か御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に御意見がないようなので、取りまとめに入りたいと考えます。

今回の変更は、学校教育法の改正後、暫定的に行われてきた一部の集計について、学校の状況や利活用を踏まえて取りやめるというもので、集計の効率化という観点からも妥当な対応と考えます。

それでは、答申案についてお諮りします。学校教員統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりといたします。津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

○**津谷委員** ありがとうございました。

○**樫委員長** それでは、次の議事に移ります。

諮問第161号、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成についてです。それでは、厚生労働省から、御説明よろしくお願ひいたします。

○**渡邊厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長** それでは、説明させていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

賃金構造基本統計調査の匿名データに関しましては、平成30年3月の基本計画におきまして、匿名データの手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討することが求められまして、更に、平成31年4月の統計委員会諮問第127号の答申におきまして、個人票の情報のみならず、当該事業者情報を付加することを含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要があるとされました。

これらを受けまして、その後、匿名データの作成方針に関しまして、統計研究研修所匿名データ作成方法ワーキンググループにおきまして、8回の御検討をいただき、昨年9月の同匿名データ有識者会議におきまして、了承を得ることができましたので、この度、諮問させていただくこととしたものでございます。

それでは早速ですが、諮問の内容について御説明させていただきます。

資料2の2ページ目、諮問の概要を御覧いただければと思います。

1につきましては、賃金構造基本統計調査の対応でございます。

次に2の作成方法の概要でございますが、総務省の定めるガイドラインに基づき、匿名化処理基準に準拠しつつ、本調査の特徴を踏まえ、所要の匿名化処理を講ずることといたします。今回の諮問では、平成27年から令和元年までの調査について匿名データを作成することとしておりますが、匿名化処理基準につきましては、これまでの検討に用いました平成30年の調査を基に作成し、その他の年次につきましては、これに準じて作成するものといたします。

3の匿名データの種類ですが、個人票を匿名データのレコードとしまして、当該個人票

の労働者が属する事業所の情報を付加する形で作成することといたします。

次に、4のその他でございます。匿名データの作成方法につきましては、総務省のガイドライン等を踏まえて、本資料の別添2にございます審査表のとおり、統計研究研修所における検証を実施しております。

続きまして、本資料の別添1でございます。賃金構造基本統計調査匿名データの作成方針を御覧いただければと思います。こちらは、先ほど説明しました諮問の内容と、内容が重なりますので、かいつまんで説明させていただきます。

3の適用する匿名化処理から御覧いただければと思います。

(1)のリサンプリングにつきましては、ワーキンググループでの検討を踏まえ、労働者を等間隔抽出し、抽出率が約40%となるようにいたします。この40%という抽出率につきましては、標本全体で見た場合との差異を検証し、また、将来的に複数の匿名データを作成する可能性も踏まえて、設定したものでございます。

(2)の識別情報につきましては、詳細は別添2の審査表に記載しておりますが、基本的には、出現数が少なく、個体識別リスクが高いレコードを削除することといたします。

個別の項目について見ていきますと、まず、アの地域情報、本調査の場合は、都道府県でございますが、これにつきましては、これまでの匿名化処理の手法にのっとり、かつ、匿名性の確保に配慮しつつ検討を行っていただきましたが、産業大分類など、他の項目とのクロスで見た場合に、度数が少なく、特定のリスクが高まるということから、削除することとしております。今回は、事業所調査に関する匿名データの作成としては初めてございまして、慎重に御検討いただいた結果であると理解しております。なお、地域情報を提供しないことにつきましては、御意見もあり得ることと承知してございまして、利用者にとって、より利用価値の高い匿名化となるよう、今後も残された課題として、総務省の統計研究研修所とも協力いたしまして、検討を継続してまいりたいと考えております。

次の事業所一連番号につきましては、それによって同一事業所に属する労働者が特定されることとなるため、削除することといたします。

ウの産業大分類でございますが、鉱業、採石業、砂利採取業に属する労働者につきましては、当該分類に属する事業所が少ないため、削除することといたします。

エの初任給額及び採用人員につきましては、外部の採用情報等と結びつけることで、事業所の特定につながり得ることから、削除するというようにいたします。なお、当該調査項目につきましては、令和2年以降の賃金構造基本統計調査では、削除されております。括弧書きの記載にあるとおり、新規学卒者の初任給、その他の個人項目から算出する方法につきましては、希望する提供者には、別途提示することといたします。次のページを御覧いただければと思います。

オの公営事業所につきましては、事業所数が少ないため、削除することといたします。

カの労働者が限定されている項目、これは、産業や事業所規模によって、記入する労働者が限定されている項目でございますが、具体的には、例えば、労働者の種類として、生産、管理・事務・技術労働者の別を記入するといった項目がございます。これにつきましては、建設業や製造業など、特定の産業分類に属する労働者のみが回答する項目となって

おりまして、これらの項目については、事業所特定のリスクがあることから提供しないということにいたします。なお、これらの項目につきましても、令和2年以降の賃金構造基本統計調査では、調査項目から削除されております。

次に、キの集計用乗率（復元倍率）についてですが、賃金構造基本統計調査では、対象となる労働者を、事業所調査の対象となった事業所から抽出するという方法を取っておりますことから、基本的には、事業所抽出率に労働者抽出率を乗じたものを提供するというにいたします。ただし、規模の大きな事業所につきましては、一部、再付与としております。このような措置を取る理由でございますが、規模の大きな事業所につきましては、産業別に見た場合に、同一の乗率を持つ事業所が少数となるケースがございます。これにより、同一事業所に勤める労働者についても特定できることになるため、こうした特定が生じないよう、集計用乗率を一定の範囲で集約し、再付与するということとしたものです。

最後に、クのその他でございますが、これら以外にも、個体識別リスクの低減のため、レコードの削除、トップコーディング、あるいはボトムコーディング、複数のレコードを同一コードとするリコーディング等、必要な措置を行うことといたします。また、トップまたはボトムコーディングに当たっては、利用者の利便性を考慮し、実際の結果とのかい離を最小限とするとともに、統計調査の本体集計の結果表章に用いられる分類を参考にして設定いたします。更に匿名データの作成・確認表を作成する際に、組合せ等により、個体識別リスクが高いレコードが出現した場合には、今回、追加する匿名化処理基準に準じまして、削除等の処置を行うこととしております。

本資料、別添2に審査表がございますが、これにつきましては、説明が重なる部分が多くなりますので、説明を省略させていただきます。

説明は以上となりますが、厚生労働省においては、委員会の御了解を得ることができましたら、令和4年度より、匿名データの作成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。現行の公的統計の整備に関する基本的な計画において、厚生労働省は、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成・提供について検討することとされておりましたが、この度、作成方針案が固まり、令和4年度から作成を始めたいとのことで、統計委員会に諮問がありました。

過去の統計委員会での決定事項により、匿名データの審議の重点化、効率化のため、匿名データの作成に当たっては、匿名データ作成府省庁は、統計研究研修所と連携を図ること。そして、統計研究研修所での検証結果や、論点整理を最大限活用することとされており、今回、厚生労働省は、統計研究研修所と連携して、検討・検証を行ってきました。

今回の賃金構造基本統計調査の匿名データは、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法に準拠して作成されており、統計研究研修所による検証においても、作成方法に問題がないことが確認されています。このため、この案件については、部会に付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えておりますけれども、そのような対応でよろしいでしょうか。

特に異議はないと判断いたしました。

それでは、ただ今の厚生労働省の御説明につきまして、何か御質問などはございますでしょうか。清原委員の手が挙がっていると思います。清原委員、よろしくお願ひします。

○清原委員 ありがとうございます。清原でございます。ただ今、諮問されました資料2の賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について申し上げます。

本統計調査につきましては、匿名データの作成と提供は、社会的に極めて有意義で、今、委員長がおっしゃいましたような経過の中で、積極的に検討されてきたものと受け止めています。そして、別添2で示されていますように、総務省統計研究研修所による検証において、今回の匿名化措置等に問題はなかったとの検証結果が出ております。このことを踏まえまして、今回の匿名データの作成については、必要な調査対象者の匿名性が確保されているとともに、学術研究等におけるデータの有用性が向上されるものと認められることから、承認することが適当であると考えます。

なお、今回は、削除されております利用者の関心やニーズの高い地域情報については、今後の検討課題とされていますので、どうぞ、検討をお願いいたします。

令和4年度から実施ということでございますので、早急に答申することが適当と考えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○椿委員長 清原委員、どうもありがとうございました。次に、川崎委員から手が挙がっております。川崎委員、よろしくお願ひします。

○川崎委員 川崎です。ありがとうございます。この件につきましては、実は前の基本計画の審議のときに、私自身、かなり強く厚生労働省にお願いした経緯があります。ということで、ちょっと一言、申し上げたいと思います。

この統計の匿名データを提供することについては、かなり難しいのではないかという御意見も当初あったので、実は、かなり押し問答をしたような経緯があつて、その中でこの検討、そして、提供の方向に踏み切っていただいたということで、その厚生労働省の御決断に感謝申し上げます。

今日、御説明を伺い、また、資料も拝見して、やはりこれは画期的なことであると思います。標本の規模が、約52万人、これだけの賃金データのマイクロデータが提供されるというのは、大変大きな一歩であると思います。先ほど、清原委員からもお話があつたように、まだまだ、欲を言えば、恐らくユーザーの方が利用してみれば、もうちょっと使い勝手がいいといいなとか、もう少し情報があるといいなというのがあるかと思うのですが、まずは、これで第一歩提供していただいて、それで更に改良の余地があれば、やっていただくということが必要かと思ひます。

特に、やはりこのような事業所経由で調べた個人の調査ということでもありますので、秘密の保護、あるいは匿名性の保護というのが、非常に大事なことではあると思ひますので、その匿名手法は非常に大事だと思ひます。ただ、匿名手法も、今はどんどん新しい考え方も出てきていると思ひますので、そういったことは、引き続き、厚生労働省の方でも、統計研究研修所などと連携しながら、改善の方向を考えてみていただけたらと思ひます。ということで、一言、お礼を申し上げたく発言しました。

以上です。

**○樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございます。川崎委員の発言に関連して、私も一言申し上げますと、現在、統計研究研修所において、匿名化の手法として諸外国で導入されているパータベーション、攪乱項の適用とか、そういうものについて関係者との共同研究が開始されて、私もそれに参画している立場でもあるところでは、匿名データ作成の効率性や、データの有用性にも大きく関わる研究というものが既に動き出しているということです。これらの成果なども活用して、統計データの二次利用というものを、更に推進していただければと思います。今回は、非常に大きなデータを作っていただいて、私も感謝申し上げたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、取りまとめたいと思います。

賃金構造基本統計調査の匿名データの作成につきましては、今、御審議いただいたところですので、答申の文書化というのは、もちろんこれからということになります。しかし、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような内容になるのではないかと思います。

すなわち、答申案というものが、例えば、こういう形になると考えておりますけれども、本計画は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査対象者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で、平成27年から令和元年までの賃金構造基本統計調査の匿名データを作成することは適当である。文書化すれば、以上のようなものになると整理できると考えております。

ただ、今、申し上げた内容を文書化したものについては、会議終了後、速やかに委員の皆様方にお送りしたいと思います。このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言あるいは修文は、私に御一任いただければと思いますけれども、このような進め方でもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、改めて答申案についてお諮りします。ただ今、私が口頭で申し上げました内容を、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成についての本委員会の答申としてよろしいでしょうか。改めて、確認させていただきます。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、そのようにいたします。どうもありがとうございました。長年、いろいろな点で御尽力いただいたことは、先ほど申し上げましたが、感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。

公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況についてです。

前回の統計委員会では、特別検討チームから報告をいただきましたけれども、その際、福田委員から、これまで毎勤問題を受けて対策が講じられたのに、なぜ、国土交通省でこのような問題が発生したのか。これまでの対策の何が不十分だったのかを、しっかり議論してほしいとの御意見がありました。また、これまでにも、毎勤問題を受けた対策につい

て、委員から同様の御意見、御質問がありました。

そのため、特別検討チームでは、その点を踏まえ、しっかり議論していただいたようですので、その点も含めて、特別検討チームの座長の川崎委員から、御報告をお願いしたいと思います。川崎委員、よろしく願いいたします。

○川崎委員 承知しました。川崎です。それでは、資料3-1から3-3を使いまして、御説明させていただきます。

ただ今、委員長から御説明がありましたように、前回の委員会で、福田委員からお尋ねもありました。ということで、毎勤の対策が有効であったかということについて、特別チームの方で、前回、議論を行っております。その結果を御報告させていただきたいと思えます。

毎勤の対策があったのに、なぜ、このような問題が発生したのかという疑問については、委員会の中に限らず、いろいろなところでも見受けられるように思えますので、この問題については、できるだけ分かりやすくお答えし、紙にまとめる形で、情報発信をしておいた方がいいのではないかとということで、先般の3月10日の会合におきまして、このような資料をベースに意見を交換して、整理をしたというところです。

資料は三つございますが、3-1と3-2が、その結果を示すものです。それから、3-3は、前回、御報告したことの更なる深掘りということになりますので、後ほど、順番に申し上げたいと思えます。

まず、この画面に表示されております3-1は、これは特別検討チームの見解のサマリーということになります。

それからもう一つ、次に3-2の方ですが、その背景資料ということで、これは、よく私の方でこのような整理をさせていただいておりますが、3段に分けまして、一番左が国土交通省の問題、真ん中に毎勤の対策、それから一番右に特別検討チームの見解ということで整理をしたものとなっておりますが、これが、縦軸にタイムラインで整理しておりますので、このようなものを御覧いただきながら、理解していただくのがいいのではないかとということであります。

それから、3-3は、先ほど申しましたように、現在検討中の対策の全体図を示しておりますので、こちらについては、前回お話ししたものの更なる深掘りということで、説明は、最後の方で少し申し上げる程度にさせていただきたいと思えます。

そこで、まず説明は、3-2の方で申し上げたいと思えます。

これは、先ほど申し上げましたように国土交通省の問題の発生、それから、毎勤の問題の発生、その対応の経緯、それから、それをどう評価するかというものを整理したのですが、これを時系列に並べたものです。これを、時間的なフェーズとしまして、おおよそ三つに分けております。これは、1ページ目の中ほどよりちょっと下の方に、平成31年1月に毎勤の不適切処理の発覚というのがありますが、これ以前の問題ですね。ということで、一区切りがあらうかと思えます。ここの部分から、この後2ページ目の令和2年6月のところ。ここで、再発防止策の正式決定というのがありますが、ここまでが次のフェーズです。その先が、もう一つのフェーズという、この三つの段階に分けて整理しておると

ということです。

そこで、このフェーズごとに順番に申し上げますと、まず、最初のフェーズで御覧いただきますと、左の列に国土交通省の問題が書いてありますが、これは、問題の発生が、少なくとも平成12年のこの調査の創設以降、合算が行われていたということが、国土交通省の報告書に書かれております。

また平成22年に、回収率の低下に対応するために、推計方法の見直しとして補完処理の検討を行ったということで、その後、補完処理も含めて、平成23年に統計委員会に諮問し、それで適当であるという答申を受けて、平成25年に補完処理が開始されたということです。ここで結果として、この時点から二重計上が始まったということとなります。

ここで、真ん中の毎勤問題の対策ですが、これは御覧のとおり、毎勤問題の発生以前でするので、対策がそもそも存在しない時期だということで、検討のしようがないということになるかと思えます。効果の上げようがないということになりますが、しかしそうはいつでも、特別検討チームの方では、仮にこの時期に毎勤の対策の取組が実施されていたとしたらどうだろうか、どの程度の効果があっただろうか、対応に改善の可能性があったかどうかということを検討してみた。これが、一番右のところです。

これが整理した内容ですが、まず、上から申しますと、合算処理自体をどう評価するかですが、これは、あくまでも便宜的、変則的な処理であり、そもそも、月別データを適切に処理できるように、業務プロセスとシステムが、きちんと見直しをされるということが対応の基本であるということだと考えますが、その中で、毎勤問題の対策で考えていきますといくつかの対策がありまして、例えば、一つは、各府省によるPDCAサイクルの実施。このようなもので、見直していく。また、標準的なマニュアルとなる、統計作成ガイドブック、このようなものを整備して、統計をきちんとした仕組みで整備していくという考えが取られていますし、また、統計作成の相談体制を充実していこうという考えがあります。それから、統計作成プロセス診断といった、節目、節目で、このような統計作成プロセスを診断するようなこと、このようなことを充実していくということも考えられております。このような対策がありますので、これが仮に当時、行われていれば、合算処理を是正することができた可能性があると考えられると思えます。

それからもう1点目の二つ目のところになりますが、二重計上の問題ですが、これは、推計方式などの主な変更を行う際には、業務プロセスの他の部分との関連性の整合性を検証すべきといったことを、特別検討チームでは考えておりますし、また、業務プロセスの全体図を記述したマニュアルの整備を図る必要があるということをおっしゃっておりまして、このようなものに見える化をすることで、このような問題の発生防止ができるであろうということですね。ということで、このようなものを進めていくことで、二重計上問題の発生も、解消できた可能性があるというふうに、特別検討チームでは考えたということです。

また、この時期に、総務省及び統計委員会の方でも、建設受注動態統計の調査計画の変更について審議等を行っておりますが、これは振り返ってみますと、統計委員会自身も、もしや十分チェックができていなかったのではないかとの見方もあるかと思えます。

そこで、総務省及び統計委員会の対応も確認をしてみました。その見解がここにあると

おりですが、二重計上の問題は、合算処理と補完方法の両方が同時に分からないと発見できないという性格の問題ですが、このうちの合算処理は、国土交通省の地方事務マニュアルに記載されているかなり細かな事務であるということで、総務省や統計委員会への報告には含まれていませんでした。このため、当時、総務省、あるいは統計委員会での二重計上の把握は、困難であったというふうに判断いたしております。

しかしこれは、矢印のところですがけれども、総務省及び統計委員会としても今までの取組でよいかどうか、引き続き検討は必要であると認識しております。調査計画の変更に対するチェック等は、今のレベルで十分か、どの程度、深く立ち入るべきか、現実にご自分で立ち入ることができるかといったことが、今後の検討課題であると考えておりますので、これは引き続き、今後も検討してまいりたいと思います。

以上、この最初のフェーズのところを総括いたしますと、まだ、毎勤の対策が行われていなかった時期ではありますが、仮に現在想定されている対策をきちんと当時に行っていたとすれば、有効であったであろうと考えているところです。

次に、平成31年1月以降の第2のフェーズのところに進みたいと思います。ここでは、まず、一番左の列の1月のところで一斉点検が行われております。一斉点検をしたのになぜ国土交通省の問題が生じたのかということなど、いろいろな議論があるように思います。

これについては、国土交通省の側の状況は、合算処理について報告をした方がよいと担当者は考えて上司に相談したけれど、結局、報告されなかったということが、国土交通省側の検証の報告で分かっております。

この一斉点検についてですが、真ん中のところに書いてありますが、これは毎勤問題の緊急対応として、毎勤と類似した問題の発生の可能性はないかという観点に重点を置いて実施されたということが特徴であります。

これについての右側の特別検討チームの見解としましては、一斉点検は、調査計画とのかい離、復元推計に着眼した緊急の重点化した取組ということで、二重計上を、これだけで発見することは困難であるということはやむを得ないことであるということと考えております。ただし、これは先ほど申し上げましたように、国土交通省の内部で合算処理の問題について相談が行われた、報告には至らなかったけれども相談までは行われたということで、これは、一斉点検の派生的な効果とみなすこともできるというふうに受け止めているというところです。

その後、7月の方、もう少し下、中ほどに、統計委員会の第一次建議が行われ、そこで緊急対応として、各府省に統計分析審査官が配置されたという動きが出てまいります。ここでの状況ですが、統計分析審査官が配置されたということではありますが、それでも、特に改善ということの動きはなかったということです。

これについては、右のところにありますように、この統計分析審査官が緊急に配備されたということで、どうしても知識・力量に差異があつて、統計技術上の疑問や課題に的確な対応ができるということについては、府省間で差があつたということが、これまでのヒアリングの中で報告されているということです。

そういう意味では、この問題に対して、十分な能力のある職員をいかに確保し、配置し、

それをどのように活用し、また、そういった能力を育成、確認しながら対応していくということが必要であると考えております。そのため、統計分析審査官への研修・指導の充実ですとか、あるいは、統計分析審査官の相談先として、統計技術上の課題・疑問に迅速に答えられる体制が必要であると考えておまして、そのために、統計分析審査官の候補となる方々に、データアナリスト研修などを広く受講してもらおうといったような普及の取組も、更に必要であろうと思います。また、相談を行いやすくするために、統計相談体制の取組の強化、または更なる周知・普及活動が必要になると考えております。

ということで、十分にこれらを徹底していない段階で、まだ効果を表していなかったというふうに見ることができるかと思えます。

更にもう少し時間が後になりますけれども、この後の時期の国土交通省の欄を御覧いただきますと、6月ぐらいには管理職が、また12月ぐらいには幹部まで二重計上の問題を認識するようになるということですが、是正に至っていないということです。

この時期になりますと、実は仮に、後ほど申し上げるかと思いますが、誤り発生時の対応ルールが定められていたら、もう少しきちんと対応していたのではないかと考えられます。しかし、当時は残念ながら、明文化されたようなルールもなかったということで、残念ながらこの二重計上に対しての対策が十分講じられませんでした。そういう意味で、引き続き、この誤り対応ルールといった行動規範の周知徹底が必要であると考えているところです。ここまでが、1ページのところです。

次に2ページ目の頭の方に参りますが、この後、令和2年6月以降、毎勤対策が本格的に稼働した以降のフェーズということになります。

この時期から、矢継ぎ早にいろいろな対策が本格化してまいります。仮にこれがもう二、三年早く稼働していれば、国土交通省でも適切な対応や、リカバリーの効果が現れていたのかもしれないと思われまますので、ちょっとその点が残念なところです。

この時期の動きを見てみますと、一番左のところに、10月に国土交通省で評価分科会に、施工統計の見直しを報告するという動きがありました。その際に、会議資料として受注動態統計の遅延調査票の取扱いに関する記述があったのですが、会議の議題ではなく、また、席上でも説明がなかったということのようです。これは、国土交通省の検証委員会の報告によると、この件を評価分科会に説明したという形を取ろうとしていたという記載があるところです。

もう一方で、この説明を受けた統計委員会の評価分科会の取組についても、あるいは、考えるべき部分もあったのかもしれないというふうにも受け止めております。これは、統計委員会や部会、評価分科会等において技術的な課題を検討する仕組み、体制が十分機能していたか、十分活用できていたかということ。あるいは、評価分科会が、これまでの少し一部の方からも御意見をいただいたように思いますが、評価分科会が一種独立的な位置付けとなっているということ、このようなことについても再考の余地はあるかもしれないとも考えられます。ということで、このような統計委員会自身の取組についても、一度、胸に手を当てて考えてみるということも必要ではないかと考えておりますが、ただ、この時点では、いかんともし難かったということかと思えます。

ここでの具体的な対応といたしましては、右の方にもありますように、各府省において統計作成の技術的な疑問や課題が生じた場合に、速やかに相談できる体制が必要である。また、特に統計委員会や総務省へ、技術的な相談が、より気軽に多く寄せられるようにする。そういった体制を周知・整備していくことが必要であると考えております。

ということで、これは今後の統計委員会の中で、部会等でどのような審議するかということを引き続き検討していけたらと。これは、特別検討チームだけということではなく、統計委員会としても、共に検討していただけたらと考えております。

最後に、もう少し下の令和3年のところに入りますが、これは一番左のところ、国土交通省で問題を認識し、合算や二重計上をやめるという判断をしまして、遡及計算などを実施して、新方式の結果を公表するということになります。

これについての右側の見解ですが、この対応の評価は、残念ながら誤り発生時の対応ルールができていたにもかかわらず、適切な対応が取られていないということで、これは大変問題であると思います。

このため、対応ルールの周知徹底が、きちんとなされる必要があるということで、特に幹部の方々については、このような研修を通じて、ルールに加えて、品質についての意識、あるいは誤りなどの情報の開示といったこと、このような誤りがあれば、すぐに報告・相談する職場風土の改善といったこと、このようなことを徹底するようにしていく。このようなことに、更に注力する必要があると考えております。

ということで、以上のとおり、特別検討チームとしましては、現時点で毎勤対策が全て効果を上げていると言えるわけではないと考えていますが、既に実施されている取組の方向性は、おおむね効果を期待できるものであると考えております。しかし、残念ながら、まだ十分に徹底しておらず、浸透の途上であるということで、効果が現れていないと見るのが妥当であると考えております。

したがって、これまでの対策・取組で満足することなく、これをよく点検して、欠けているところ、補強しなければいけないところはどんなところかということ、丁寧に議論していくということで、引き続き、検討を重ねていきたいと思っております。

この資料3-2は、あくまでも時系列的に簡潔に整理したものということですので、特別検討チームの対策全てが、記載されているわけではありません。これにつきましては、前回の統計委員会でも、これまでの毎勤対策についてのヒアリングを行った状況として、ある程度の方向性もお示ししておりますが、詳しいものにつきましては、資料3-3の方に書いてあります。

資料3-3は、ちょっと見ていただきますと、左側の二つの列、一番左の列と真ん中の列が、前回の統計委員会で御報告したものとほとんど同じですが、この一番右の列の今後の方向性・取組、ここが特別検討チームの意見です。これについては、先ほど申し上げたものを簡潔に圧縮して時系列で整理したものが、先ほどの資料3-2ということになります。詳しいことを御覧になる場合には、ここの部分を御覧いただければと思っております。

以上、資料3-2と3-3ということですが、最後にまとめとしまして、特別検討チームでの検討のスタンスについても、これを総括した資料3-1について、御報告をさせて

いただきたいと思います。

これは、特別検討チームの検討のスタンスということを文章で表したのですが、最初に二つほどポイントがありますが、どういった考えで、この検討を始めているかということをお願いしております。

特に2点目のところにありますように、これは、対策をゼロから考えるのではなくて、毎勤のときの対策は、基本的に有効であり、その不足部分を補強していくという観点から、対策を検討すべきということで、特別検討チームでは考えているということです。

その上で、三つ目の点ですが、対策を講じる上での大前提として、正確な統計を作成する責任は、統計を作成する各府省にあるということ。また、総務省及び統計委員会は、そういったことについての助言・支援を行う役割を有するという。これを前提とするということで、このような責任分担を明確に再認識する必要があるということをお願いしております。これは、言わずもがなのことかもしれませんが、統計委員会としても、また、各府省としても、きちんと共通の認識を持つべきことであると考えております。

それから、このような責任分担を基本としながら、総務省と統計委員会は、統計作成プロセスにおける誤りと、その影響を極小化するための枠組み、あるいは、問題の早期発見、このようなことに努めつつ、相談を受けやすい仕組み等の体制を整備して、その枠組みの下で、節目、節目、例えば、統計調査計画の変更の承認申請時とか、このようなときに、各府省の状況を踏まえて、積極的に支援・協力をすることが重要であると考えているということです。ただ、このような取組をどこまで丁寧にやっても、ヒューマンエラーを皆無にすることは、極めて難しいということは、念頭に置く必要があると考えております。誤り発生リスクと、またその影響を極小化することが、むしろ重要であるということです。

毎勤問題に対応した再発防止策は、今、申し上げたような観点から構築されたものでありまして、その中核として、各府省の自立的、主体的なPDCAサイクルの確立が、現行の基本計画に盛り込まれているということです。国土交通省のこの事案に対しても、引き続き、このような枠組みの下で、公的統計全体にわたる品質保証、向上を目指した継続的な取組は、極めて重要であると考えております。

それからもう一点、PDCAサイクルについては、いろいろな考え方があろうかとは思いますが、これを回す過程において、業務の見直し、改善だけではなくて、統計業務の本質的事項を記載した、業務マニュアルの充実と改訂が必須となるということです。これを生きた標準として、チェック段階で何らかの課題が発生するということになりますが、その課題や問題が発生するということは、これは改善の端緒であると受け止めるべきものであると、特別検討チームでは認識しております。このエラーとか、課題といったものの発見が、不正とか悪だとみなされるべきではないということが重要であるということで、この点は、是非、広く共通認識としていただければと思っております。このような誤りとか課題というものが発見された場合には、統計作成プロセスの改善を進める糸口が得られたという姿勢で対応するというのを、是非、広く認識していただくように、今後とも訴えていきたいと思っております。

そういうことを考えますと、このような統計作成上の疑問とか違和感が発生したときに、これを組織として取り上げて、また、総務省や統計委員会でも相談を受けて、きちんと対応を一緒に考えていける、そういう体制の構築が必要であろうと思います。それが、ここまでのところでは。

それから次のページに進みますが、こうしたP D C Aの更なる充実、実効性の確保の重要な取組としまして、統計作成プロセス診断ですとか、統計作成ガイドブックの整備といったものがありまして、これらは現在、試行の途上ということで、なかなか大きな仕事ですので時間がかかっていますが、今般の事案の教訓も踏まえて、更なる改善・充実をしていくということを考えているというところです。

以上のような考え方を各方面で共有化しながら、各府省における統計の誤りや課題への対応、そしてそれについての公表について、心理的なハードルを下げ、疑問点について、ちゅうちょなく相談できるように、また、誤りの発見対象、改善についても、適切な対応が確実に行われるよう、各府省に前向きな取組をしていただくように、促していくことをしたいと考えているところです。

以上が、この特別検討チームの共通の見解としてまとめたものです。

最後に申し上げますと、ここにまとめました提言は、特に新しいこと、あるいは難しいことを求めているというわけではなくて、要は、当たり前のこと、基本的なことをしっかりと徹底していくこと、これを着実に実現する。そのための枠組みを議論しているということであると考えております。

統計を取り巻く環境というのは、実は社会環境、あるいはデータのニーズ、様々のものが常に変化しているということで、そういった変化に、どのように適切に対応していくかということが、各統計機関に求められているところであると思いますが、そういう中で、前例踏襲といったことに固執せず、虚心坦懐に現状を評価して、改善につなげるよう考えていただく、このようなことが、統計作成機関に求められているということで、このようなことを、基本的なメッセージとして申し上げたいと思います。

以上が、資料3-1についての御説明です。

それから、長くなって恐縮ですが、最後に1点だけ申し上げますと、前回の特別検討チームの会合で出された意見の一つを、特に報告させていただきます。

毎勤問題では、ある全数層の調査を特に検討もなく抽出層に変更したということが行われたのが問題となっておりますし、また、国土交通省の問題では、合算処理ということをやったわけですが、いずれの問題でも調査票の回収が難しくなっているということが背景にあります。この二つの問題は、要は、報告者が、きちんと期限どおりに調査票を提出してくれていないということで、それがなければこのような問題も発生していないということになるわけですが、現実には、どのような調査であっても、回収率100%を達成するのは困難であるということはいえることです。

そういう意味で、回収できない、結果として、集計処理などでの対策を取るということも必要ですが、そもそも回収困難といった、調査の上流工程の本質的な問題について、どう立ち向かっていけばよいか。これは、決して簡単な問題ではありませんので、統計委員

会としても、長期継続的に対策を考えていく必要があるのではないかという、問題提起の御意見がありました。

これは、根本的な問題でもありますので、特別検討チームだけではなく、適当な機会に委員会全体でも議論していただけたらと思って、報告させていただきます。

以上、長くなりましたが、報告は、これでおしまいとさせていただきます。もし、御意見、御質問などがありましたら、今後また、特別検討チームでの議論に反映したいと思えますので、遠慮なくいただければと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御報告について、何か御質問等はございますでしょうか。先般、この議論を福田委員から頂戴したので、まず、福田委員からお願いいたします。

○**福田委員** ありがとうございます。川崎委員、非常に御丁寧な御説明ありがとうございます。本当に丁寧に再発防止策を検討されたと思います。さらに私の提案に対しても対応していただいたと、ありがとうございます。

私からは特にございませんけれども、構造的な問題として、やっぱり通常は、この統計委員会に出てくる話というのは、かなりプロ向けの話というのが非常に多くて、一般の人には、なかなか分かりにくい話も多いと思います。けれども、今回の件に関しては、統計のプロだけじゃなくて、かなり一般の人に関心が高いということがございますので、特別検討チームが、非常に詳細な検討をされたことを、一般向けの方にも分かりやすく説明するというような試みをしていただけると、更にいいのではないかと思います。現在の概要というのは、かなり分かりやすく書かれていると思いますけれども、そういう形で、いろいろな形で、あまり統計のことをよく分かっていない人でも、分かるような試みは、通常よりは必要だと思いますので、そういうことを、多分、事務局の方を中心に、少し工夫していただければと思います。

以上でございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

○**川崎委員** ありがとうございます。

○**樫委員長** 松村委員、手が挙がっていますけれど。

○**松村委員** ありがとうございます。松村です。今回、非常に短期間で、しかも時系列に分かりやすく問題の動向を整理いただきまして、川崎委員をはじめ皆様方には、大変感謝しております。

今、川崎委員が最後に、回収率の困難さということをおっしゃいました。それに関連して、私が部会長を務める経団連の統計部会で、先般、この問題について意見交換をする機会がありましたので、そこでの議論について、簡単に御紹介させていただければと思います。

恐らく、今日の資料でいいますと、3-3の③のところの一番上の調査実務に関する課題ということで、遅延発生の対策や回答者負担への配慮、もしくは、⑤の月次統計の時間的制約、この辺に関わる意見になるかと思えます。

建設工事受注動態統計の問題でしたので、まずは、建設会社に意見を伺いました。経団連の会員企業は大手が多いのですが、大企業の場合は、毎月のことなので一定のシステム化を図っており、相応に期日どおり回答していると。ただ、大手企業でも、社内とか業界管理上の工種区分等と、この建設工事受注動態統計で要求される報告数値が、区分の差異等により必ずしも完全にシステムチックに集計できず、一部手作業での集計が生じていると。やはり、その辺の負担はあるというような話がありました。

建設業というのは御存じのとおり、多重の下請構造になっていますので、より規模の小さな企業になってくると、恐らく受注管理等がそこまでタイムリーにできていないという中で、ICT化もなかなか進んでいない場合も多い訳です。そうしたなか、翌月10日の締め切りといっても、営業日でいうと10日ないわけですから、そこで、必要な数字を全て回答するのは結構な負担であり、難しいのではないかという意見が、出席した大手建設業の方からはございました。

二点目は統計全般に関わる問題だと思いますが、結局、その統計で何を把握すべきかという調査目的に関してです。川崎委員も前例踏襲に陥らずとおっしゃっておられましたが、今までの惰性で調査を続けるのではなく、適宜項目の精査と見直しの必要性です。建設工事受注動態統計に関する我々のヒアリングでも、何のために聞いているのかよく分からない調査項目があったりする、という意見もございました。

三点目は、回答頻度の軽減についてです。先ほどの中小企業の回答遅延例もありますが、目的に照らして全ての規模の企業を毎月調査することが本当に必要なのか。私もこの場で、以前、申し上げたことがあります。例えば、中小規模は四半期に一度とか、項目によっては四半期に1回でもいいのではないかと。回答者の負担軽減による調査票の回収率の向上が、結果的に統計の精度向上に繋がっていく、そうしたことが重要なのではないかと。意見などがございました。以上御参考までに、紹介させていただきます。

○樫委員長 松村委員、どうもありがとうございます。貴重な現場の意見だと思います。

○川崎委員 ありがとうございます。

○樫委員長 川崎委員、もちろんこれは今回の特別検討チームの問題というより、統計委員会の、今後の計画のクオリティーだと思うので、是非、いろいろなところで議論できればと思います。

○川崎委員 ありがとうございます。ちょっと一言、二言、よろしいですか。

○樫委員長 よろしくお願ひします。

○川崎委員 お二方、貴重な御意見ありがとうございます。まさに、今のよう御意見を聞いてみたかったところだったので、大変参考になりました。

ちょっとだけ、今の特別検討チームの議論の感じも併せて申し上げますと、結局、PDCAサイクルを回すというと、小さいPDCAサイクルで、集計プロセスがうまくいっているかと。この中だけで回しても、実は問題が解決できない部分があって、もう少し上の調査の設計は大丈夫か、大きなスキームは大丈夫か、そこまで遡らないと問題が解決できないようなところがあると思いますので、もっと大きな目でのPDCAサイクルを回すということも含めてやっていかなければいけないので、結局、現場の人だけに、しっかり仕

事しなさいと言うだけでは駄目なので、しっかり仕事ができない原因は、実は回答が集まらない。回答が集まらないことは、回答しにくいとか、そういうような事情があるので、そこまでのところまでやるのが、本当のP D C Aであると思いますので、是非そのようなことをやっていく必要があるというのが、P D C Aについて感じる一つのことです。

それから併せまして、やはり統計の作成者と回答者のダイアログとといいますか、そういうものを改善していかないと、こういう問題は解決できないなと思いますので、今のようなことをヒントに、やっぱり特に回答の遅れている、回答の状況のよくないものについては、いろいろな手を取ってやっていただく、そういうことも、これから考えていく必要があるのかなと思いますが、いずれにしても、そういったことも含めて、統計委員会の中で、また、特別検討チームの中で議論できることは、もちろんやりますけれども、そういった広い議論ができたらと感じました。ありがとうございました。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。続いて、津谷委員から、手が挙がっております。津谷委員、よろしくをお願いします。

**○津谷委員** ありがとうございます。特別検討チームの審議状況についての川崎委員からの大変御丁寧な御報告、ありがとうございます。また、特別検討チームメンバーの皆様、大変なお仕事、お疲れさまでございます。

今回の御報告では、毎勤問題を踏まえた対応についての御説明が中心になっていたと理解をしております。そこで、これを踏まえて、これからの特別検討チームの審議の方向性について、お願いがございます。私はこの特別検討チームのメンバーには入っておりませんが、今回御報告をいただいた事柄を含めて検証を行った総務省の対応精査タスクフォースのメンバーでしたので、その経験から、これはお願いと言った方がよろしいかと思いますが、2点ほど申し上げたいと思います。

まず、第1点は、総務省の対応精査タスクフォースの報告書には、求められる今後の対応として、中でも、早急に具体化すべき取組として、五つの事項が挙げられております。この中のいくつかについては、既に審議が行われているということは、今回の御報告から理解いたしました。

また、国土交通省の第三者委員会の検証報告書にも、今後対応していくべき事柄が挙げられており、たしか1月19日に開催された統計委員会で、国土交通省から、データの復元措置についての検討会議を立ち上げるということ、そして再発防止の検証タスクフォースも立ち上げるという御報告があったかと思えます。しかし、その後のフォローアップ及びその結果についてお聞きする機会はまだ得られておりません。

さらに、先ほど川崎委員もおっしゃいましたが、この審議・検討の結果、新たな課題が出てくる可能性もあるということです。これらについて、特別検討チームにフォローアップをお願いできないでしょうか。そしてその結果を、この統計委員会で、私どもと共有をしていただけたらと願っております。

第2点目ですが、これは第1点目に関係しますが、総務省の対応精査タスクフォースによる検証と、国土交通省の第三者委員会による検証、これらはともに報告書が出ておりますが、検討作業はほぼ同時進行で行われ、報告書は同日に公表されました。さらに、先ほ

ど御指摘があったように、新しい課題も出てくるかもしれないということです。そこで、この二つの報告書の内容を比較し、さらに新しい課題の検討も行って、統計委員会として対応すべき点が抜けていないかどうか、特別検討チームでチェックし確認していただけないでしょうか。そしてその結果を、統計委員会で共有していただき、それについて審議をする機会をいただければと思います。

以上2点、お願いでございます。ありがとうございます。

○樫委員長 委員、どうもありがとうございます。非常に重要な点だと思います。

○川崎委員 ありがとうございます。ちゃんと承りました。今後、特別検討チームの皆様と、きちんとそれを踏まえて対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○樫委員長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。まず、川崎座長から報告がありました、資料3-1にある、既存の取組を機能させ、更に強化させていく必要性については、委員共通の理解となったと考えます。

一方で、津谷委員から、総務省報告書や国土交通省報告書の今後の取組に記載された、フォローアップというものも行った上で、点検事項や、今後の対策について反映すべきものは、反映すべきだという意見を伺いました。

それから更に津谷委員からは、総務省報告書と国土交通省報告書というのは、パラレルに行われて、総務省の報告書を取りまとめる時点で分からなかったことを、国土交通省の報告書と比較してみて、確認していく、そういうことも必要ではないかという御意見を頂戴したところです。

今、申し上げましたように、これらの指摘は非常に重要だと考えますので、川崎座長には、先ほどオーケーをいただきましたけれど、御苦勞をかけることは重々承知していますけれども、これらの点も含めて、特別検討チームで、引き続き御議論いただけるようお願いいたします。

それから、川崎委員の報告を受けて、松村委員の方の情報も共有していただきましたけれども、そもそも、合算の今回の問題というのは、回収状況の悪化が背景にあるということ。この点にも対応が必要ではないかといった、問題提起をいただいたところです。この問題は、まさに先ほどありましたように、プロセスのクオリティーとか、それに基づく統計のアウトプットのクオリティーというよりは、統計自体の計画とがきちんと伝わっているか、あるいは、必要十分なものになっているかということも含めて、統計委員会全体で、基本計画の審議の中で、しっかりと議論すべき点だと考えております。是非、議事録に記録に残していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

国が実施する統計調査に関する提案の状況についてということで、これは、事務局から報告をお願いいたします。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 それでは、事務局から報告を1点させていただきます。資料4の方を、御覧いただきたいと思います。

総務省では、統計調査に対する国民の声を、報告者負担軽減や調査の改善等に反映する

ため、総務省のホームページ上で提案募集を行っております。いただいた提案の方は、内容に応じまして関係府省に送付して、対応方策を作成の上、公表しております。

今回、新規の提案分及び、これまで公表した分のフォローアップについて、御報告をさせていただきます。個々の提案につきましては、別紙1、別紙2の方にまとめてございますけれども、少し細かくなっておりますので、その中からいくつか、資料4の方で取り上げております。

まず、新規の提案についてということで、今回、令和2年に行われました国勢調査に関するものが寄せられております。例えば、オンラインの回答につきまして、電子調査票において、記入例の表示や入力補助の機能を取り入れてはどうかという提案でございます。これについては、令和2年の調査では、調査項目ごとの解説が画面で確認できる機能ですとか、郵便番号により住所表示を行う機能が設けられたところがございます。今後とも、回答者の利便性向上に取り組んでいくとしております。

次は、大学等の10月入学でございますけれども、時代の流れ、そういったものに対応して、10月入学を捉えられるようにすべきという提案でございますが、これにつきましては、在学等、教育の状況は、調査時点である10月1日、現在の状況を回答していただいておりますので、10月入学の状況も反映されているというものでございます。

次に調査の実施に係る意見としまして、アパートやマンション世帯の調査をいかに円滑に行うか、そういう課題でございますけれども、マンションの管理会社等へ調査員を委嘱してはどうかという提案でございます。これについては、調査に当たります市町村におきまして、マンション管理会社等に協力依頼を行いまして、調査事務の依頼、あるいは管理員を調査員にするなど地域特性も考慮して対応しているというところでございます。

次に国勢調査は、多数の調査員や関係者の労力によりまして支えられておりますけれども、北欧のように住民基本台帳のような既存のデータをつなぎ合わせて活用すべきという提案でございます。これにつきましては、国勢調査は、住民票等の届出に関係なく、実際に住んでいる場所で把握するものでありまして、また、様々な属性別の情報などは、住民基本台帳などから得ることはできず、代替は困難ですけれども、調査の実施状況を検証し、その時々導入可能な技術や方法等を取り入れてまいりたいというふうにしております。

次に社会生活基本調査につきまして、令和3年の調査が、コロナウイルス下ということで、それへの対応として、調査世帯への調査書類を郵送で送付・回答できるようにして欲しいという提案でございますが、これについては、令和3年調査では、感染防止対策の観点から、郵送での回答を可能とし、地域の実情に応じて柔軟に対応することとしたものでございます。

次に、データの利活用に関係する事項としまして、オンサイト施設、これは情報セキュリティの確保された環境で許可を受けた研究者が調査票情報を用いて、独自の集計・分析を行うというものでございますけれども、地方によっては、まだ拠点がないところがあるということで、国が積極的に拠点の拡充を図ってほしいという提案でございますが、これについては、全国的な展開に向けまして、大学等機関との連携・協力して取組を進めておりまして、更なる拡充を図る予定とされております。現在、全国15か所にオンサイト施

設が設置されておりますけれども、これまでに未設置の地方も含め、更なる拡充を図ることが予定されていると伺っております。

続きまして、次のページのこれまでの公表分のフォローアップでございます。これまでの公表分の中で検討事項とされていたものと、取組の実施状況について、事務局の方で確認したものの御報告でございます。

まず、報告負担軽減や、回答の利便性向上に関する取組の事例でございますけれども、総務省の科学技術研究調査と、文部科学省の民間企業の研究活動に関する調査で調査項目の重複があるので調整を行って、重複を排除するための措置を講じるべきという提案でございますが、これについては、科学技術研究調査の結果で代替可能な調査項目につきまして、統計法に基づく手続によって、総務省からデータを提供することで、重複の排除を図っております。

次に賃金構造基本統計調査につきまして、事業所単位の調査でございますが、企業によっては本社が一括して事業所のデータを集約しているところがあるということで、そういう場合に調査書類や調査票を本社に一括して送付できるようにするという提案でございますが、これについては、本社等において複数の調査対象事業支部の調査票をまとめて提出できる一括調査が導入されたところでございます。

次に海外事業活動基本調査につきまして、売上高などの調査項目は円換算後の数値で回答することが求められておりますが、現地通貨ベースでの回答も認めてほしいという提案でございますけれども、これについては、現地通貨を日本円に換算するためのツールを今後、提供するとされております。

また、オンラインでの回答の際に、PDF等の調査票の場合、回答の操作性がよくないので見直しをという提案でございますが、これについては、サービス産業動向調査、あるいは企業活動基本調査等におきまして、HTML形式や、エクセル形式の調査票導入を進めております。

次に、これも回答の利便性に関するものではございますけれども、法人企業統計調査におきまして、郵送での調査書類の依頼とともに、ログイン画面のURLを添付したメールでも送付して欲しいという提案でございますけれども、これについては、メールアドレスを登録している法人には、メールでもログイン画面が参照できるようにされております。

次に経済実態のよりの確な把握という面となりますが、ネット販売が拡大する中で、オンライン価格を捕捉するための検討を行い、統計に反映すべきという提案でございますが、これにつきましては、消費者物価指数におきまして、宿泊料などのネット販売価格をネット上から取得する技術としてのウェブスクレーピングを活用しまして、それらを反映した指数を、2020年の基準改定において公表しているというところでございます。

続いて、データの利活用という面でございますが、e-Stat上でのデータの提供につきまして、科学技術研究調査、全国家計構造調査等におきまして、時系列データがダウンロード可能となるようにして欲しいという提案ですが、これについては、e-Stat上で、それぞれの時系列データの掲載及び、その準備を進めているところでございます。

また、マイクロデータの利用について、調査票情報の利用、オーダーメイド、あるいは匿

名データとありますが、どのような形式のデータが、どのように申請・利用できるのか、説明会等を行って欲しいという提案ですが、これについては、政府統計の総合窓口 e-Stat 内に、マイクロデータ利用ポータルサイトというものが構築されまして、調査票情報のオンラインサイト利用を含めまして、それぞれの利用要件や提供手数料等についての情報提供が行われております。

また、引き続き検討中とされている事項の事例といたしまして、企業に関する複数調査の同時実施という提案については、経済構造実態調査への工業統計調査の包摂について、昨年、諮問答申が行われて、令和 4 年調査から包摂が行われることとなっております。

また、他の関連の企業対象の調査等の重複是正等についても、引き続き検討することとされております。

次に調査品目に関する事項としまして、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査で、品目番号と品目名が異なっているのが、統一いただけると回答の負担が軽減されるという提案でございますが、工業統計調査は産業構造を把握する観点からの調査である一方、生産動態統計の方は品目ごとの生産の動向を詳しく捉えるという調査ということで、現状では対応が困難なところがありますけれども、生産物分類の作成の検討状況等を見ながら、品目の概念定義範囲を引き続き検討するとされております。

それから、産業連関構造調査では、鉱工業投入調査について、調査項目と企業の方で管理している費用項目との関係で、品目単位での回答が難しい場合の回答方法について、引き続き検討するというようにされております。

このように、多様な提案が見られるところでございますけれども、国民からの視点を、調査等の改善に反映させていくための機会といたしまして、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

私からの報告は以上となります。よろしくお願いたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。提案の状況の説明ついてですけれども、今の報告につきまして、何か御質問等があれば、よろしくお願いたします。松村委員、よろしくお願いたします。

**○松村委員** 御説明、どうもありがとうございます。大変すばらしい取組だと思います。今後とも、是非、こういう形で改善を続けていただければと思います。

1 点手短に。取組としては非常に良いのですが、ホームページ上の意見募集の場所が、非常に分かりづらいと思います。知らないとなかなかここにたどり着けないのではないかと。こういうことをやっているということ自体も、総務省のホームページなどをぱっと見ただけでは、分からないかと思ひます。

別紙 2 なども、結構経済界の方から意見を出ささせていただきました。是非、ホームページ上の募集告知をもう少し分かりやすく工夫いただけたら、より多くの国民や企業から前向きな意見も、より集まるのではないかと思ひます。私の経験だと、初めからその場所を知っているか、募集を行っていることを知っていて、グーグル等でそれを直に検索しないと、容易に意見募集ページにはたどり着かないのではないかと思ひました。

**○樫委員長** 貴重な助言をどうもありがとうございました。事務局の方、よろしくお願

します。

**○栗原総務省統計委員会担当室次長** 総務省の政策統括官のホームページの中で、一コーナーとして設けさせていただいておりますが、御指摘を踏まえて、少しまた考えてみたいと思います。

**○樫委員長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今あった点は、必ずしも今回のコメントの対応とは違うんですけども、是非、事務局の方で対応をよろしく願いいたします。

それでは、私の方のコメントとしては、今もありましたけど、国の統計調査に関する国民からの提案について、統計調査に対する報告者であると同時に、利用者である国民の声を聴くような仕組みが作られていること自体は、大変重要なことであると考えます。寄せられた提案に対して、関係府省においては、国民からの貴重な意見としてしっかり検討いただき、対応可能なものから、順次、実行に移していただければと考えます。

過去に公表した分のフォローアップについても、今回、事務局で取りまとめていただいたところですけども、着実に取り組んでいるものも多いように感じました。関係府省においては、引き続き国民の声に留意しながら、報告者負担の軽減や、統計改善の取組を不断に進めていただきたいと思います。

また、この国民の声自体が、先ほどありましたように、うまく収集できる仕組み自体の改善も、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。

最後に、本日、緊急に追加された議題、建築工事費調査についてです。それでは、冒頭に総務省から報告の後、国土交通省から報告をお願いします。

**○明渡総務省大臣官房審議官** 総務省でございます。

本件につきましては、先週、国土交通省から一報をいただきました。その上で、その状況につきまして確認等を行い、先週の終わりに一定の整理ができましたので、委員長の御了解をいただきまして、本日、急遽、議案として挙げさせていただいております。急な案件の追加になったことを、お詫び申し上げます。

国土交通省から今回の事案の説明をする前に、まず、この建築工事費調査を行うことになった経緯につきまして、ノンペーパーではございますけれども、簡単に御説明いたします。

平成28年12月の統計改革の基本方針の中に、GDP統計に用いられる基礎統計の改善として、本調査の前身である補正調査の精度向上など、建築着工統計の見直しが記載されておりました。

その後、統計委員会において、標本設計の在り方等についての審議が行われまして、この標本設計の改善につきましては、総務省統計局や統計研究研修所が協力しておりました。また、平成30年には、国土交通省において試験調査も実施されたところです。

そういった経緯を踏まえまして、令和元年12月に変更申請があり、翌年1月に委員会、産業統計部会において審議した上で、統計委員会から答申が行われ、2月に承認という過程をたどりました。

その上で、令和3年1月から調査開始となっております。

総務省からの説明は、以上でございます。

○**樫委員長** 引き続き、国土交通省の説明をよろしくお願いします。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** それでは、御説明申し上げます。国土交通省でございます。資料5を御覧ください。表紙の次の次の建築着工統計調査の調査概要でございます。

建築工事費調査は、基幹統計調査である建築着工統計調査の一部でございます。建築物着工統計調査において把握する建築物の着工時の床面積や工事費予定額と、完成時点の床面積や、工事費とのかい離について把握する調査でございます。

昭和25年から令和2年までに行っていました補正調査について、今、御説明もございましたが、精度向上に向けた見直しを行い、令和元年12月の統計委員会への諮問、翌年1月の答申を経て、令和3年1月から、新たな調査として建築工事費調査を開始し、令和3年分の調査は、本年、令和4年9月末に公表予定でございます。

従来の補正調査につきましては、着工時点からの床面積及び工事実施額のかい離を調べるために都道府県が抽出し、原則、実地により調査を行っていたところ、令和3年1月に新たに開始した建築工事費調査については、都道府県を経由せずに、国が報告者である工事施工者に対し、直接、調査を行うこととなりました。

それでは、1ページを御覧いただければと思います。このように都道府県を経由せず、国が直接調査を行う新たな調査システムで調査を実施するため、調査の準備段階における調査対象者の情報を都道府県から入手する作業、調査対象者名簿の作成等を行う必要がございますが、こうした作業に、想定していた以上に時間がかかりました。こうしたことから、調査票の配布が、当初予定より遅れている状況でございます。

このため、今般、調査計画の変更をした上で、可及的速やかに調査票の配布を開始し、公表期日の9月末に間に合うように作業を行ってまいりたいと考えてございます。

このような調査票の配布の遅れにつきましては、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書に記載されました、再発防止策の一つとして、担当部署において、職員の業務過多を解消すべきことが提言された、そうしたことを踏まえまして、建設経済統計調査室の職員の業務執行に係る処理や負担の実情について、一人一人個別に確認していく過程の中で判明したものでございます。

問題を認識後、速やかに総務省に相談を行い、本日、統計委員会の場で報告をさせていただくこととなりました。

調査計画の変更をお願いしたい具体的な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、報告書の提出期限について、調査対象月の翌々月の13日とされているところ、既にその期限が過ぎている、令和3年1月から令和4年3月調査分について、提出期限を令和4年6月末とするという旨の追記をお願いしたいと考えてございます。

また、今回の遅れとは直接は関係ございませんが、工期が3か月以内の工事につきましては、調査対象者の情報を都道府県から入手し、調査対象者名簿を作成するなどの作業に係る期間を勘案すると、提出期限が大変厳しいため、調査対象月の翌々月の13日とされて

いる提出期限の延長を追記する旨をお願いしたい、というものでございます。

以上の所要の計画を変更した上で、可及的速やかに調査票の配布を開始し、公表期日の9月末に間に合うように調査を実施してまいりたいと考えております。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。冒頭ではございますけれども、まず、私の方からコメントさせていただきます。

本調査は、基幹統計調査という大変重要な統計調査であり、かつ、調査計画の変更は、元々の基本計画にも取り上げられ、総務省や、統計委員会の旧横断的課題検討部会でバックアップした取組でございます。

総務省や国土交通省からの報告を聞けば、単純な調査ではないこと、ドラスチックな変更もあったということは分かるのですけれども、とはいえ、本調査の実査において、あるいはその準備において、大幅な遅延が発生している現状は大変遺憾なことであり、正直、信じられないところでございます。

ただ、現時点で、現状を回復できる余地がないわけではないし、まずは回復しなければならないこともそのとおりです。この調査の重要性に鑑みれば、まずは、リカバリーに全力を挙げていただいて、統計の利活用に支障を生じないようにすることが何よりも重要で、先決事項であると考えます。

国土交通省においては、リソースが非常に逼迫している中ではございますけれども、巻き返しに最大限の努力をいただくことは当然です。委員の皆様方におかれましても、是非、そうした視点からの助言等をいただければと思います。

私自身、12月に認識した国土交通省の案件では、公的統計におけるトップリスクの事象の第一は、統計が公表できなくなるリスク。その次に、正確でない統計が出てしまうリスクがあって、これまでは、正確な統計が出なくなる案件が生じていたところです。ただ、今般の案件は、先ほど言いましたように、リカバリーを適切にやらないと、統計自体が期日に公表できなくなるという、まさに一番大きなリスクが生じているということで、これが、国土交通省の内部のヒアリングの中で分かってきたということでございます。

私自身の過去の経験からしますと、基幹統計が納期に公表できなかった重大なリスクは、例えば、他府省のことですけれども、外注先の能力不足で回らなくなってしまったということが生じたことは記憶しております。

いずれにせよ、この種の非常に大きなリスク事象が出ている場合に、速やかに現場から、あるいは統計幹事、統計委員会に報告が上がることは、これまでも統計委員会が強調してきたことですし、今回、ちょうどタスクフォースなどでも上がってきたことでございます。

こういう状況の中で、とにもかくにも内部の点検の中で、この種の重大な案件が上がってきた、この案件自体は、非常に遺憾なことなのですけれども、国土交通省、全府省で対応していただける、あるいは、我々、統計委員会も必要に応じて支援する、全政府の対応として支援する、そういう組織風土になっていくことの一つの、かなりつらいきっかけではございますけれども、そういう改革に進む、一つの端緒にはなるのではないかと考えております。

繰り返しますけれども、今回のように、当初計画が何らかの原因で実行できないときに、直ちに現場レベル、あるいは各府省の統計幹事レベル、あるいは総務省、統計委員会レベルでリスク対応に入る仕組みが、これから必要であるということで、その一つの大変な試金石になるようなものかと思えます。

是非、こういう現場の逼迫は、この前の事案以来、大変な状況だったことを推察しますが、リカバリーの措置は必須であって、今回の案件がリカバリー可能かどうか、あるいは、統計技術的にも、プロセスマネジメント的にも、早急に考えていかなければならないし、私としては、国土交通省、全省を挙げて支援体制の強化を求めていただければと思うところです。

今回、統計精度改善のために調査計画を変更したということが、私どもは、そういう形で諮問いただいて、それをやっていくことを、統計委員会としても認めたところなのですが、その種のフィージビリティの検討とか、答申作成のときの段階、今回はいろいろな事案・案件、あるいはマンパワーの問題という、もっと大きな問題はあると思えますけれども、我々も、考慮・反省すべき点は多々あると思えます。

何度も申し上げますように、まずはリカバリーに全力を挙げて、統計の利活用に支障を生じないようにしていただくために、全府省、あるいは我々もサポートできるようにしたいと思います。いずれにせよ、委員の皆様におかれましても、是非、そうした視点から御助言等をいただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

少し長くなりましたけれども、統計委員会の委員の皆様、何か意見、あるいは質問があれば、よろしくお願いいたします。

佐藤委員、よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員** ありがとうございます。今回の調査の遅れは、元々都道府県経由で実施していた調査を、国土交通省が直接調査をするという、システムの変更に伴うものだと考えられます。そのような変更があったときに、例えば、東京都とか、都道府県の当該調査の担当の方から、ノウハウを伝えていただくような機会なり、システムなりを用意しておくのがよろしいかと思うのです。今後のためにも、そういう都道府県経由から直轄調査になるときの、調査の移行のやり方を用意することが、今後のためになるのではないかと思います。

今回も、もし可能であれば、そういう、例えば、東京都のこの調査を担当していらした方に応援に入っていただくとか、そういうことができ、とにかく間に合わせていただくことを望みます。

以上です。

**○椿委員長** どうもありがとうございます。国土交通省の方から、大変だと思うのですが、何かあればよろしくお願いいたします。

**○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** この度は、御迷惑をおかけしまして申し訳ございません。これまでは、地方公共団体が抽出をし、国に出していただくものが、国直轄で行うことになったわけですが、その調査フローにおきましては、都道府県の協力を得る必要がございます。先ほどの資料にもちょっとございましたが、建

築工事届の写しを都道府県から出していただいて、作業をすることがございまして、この調査は国直轄になりましたけれども、地方公共団体の協力が必要なものとなっておりますので、そこはコミュニケーションをしっかりと取りながらやっているところでございます。今後も、そうしたことに努めたいと思います。

以上です。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。佐藤委員がおっしゃったように、本当にこれは、統計系統の変更点で、非常に大きな問題が起きてしまったのだろうとは思いますが、是非、これまでの統計系統の支援も受けて、やっていただければと思います。

津谷委員の手が挙がっているので、津谷委員、よろしくお願いします。

**○津谷委員** ありがとうございます。樫委員長と佐藤委員がおっしゃったことと重複するかもしれませんが、委員長がおっしゃったことに、賛成いたします。先ほど、佐藤委員もおっしゃいましたが、この建築工事費調査の調査票の配布が大幅に遅れており、その理由の一つは、元々都道府県が配布を行っていたのを、国が引き取ったという調査系統の変更があったということだと思います。しかし、より大きな問題ではないかと思うのは、国土交通省の調査担当部署におけるマンパワーと予算の不足があるのではないかとことです。マンパワーの不足がありながら、調査票の配布業務を引き取ってしまったことで、状況がさらに厳しくなったのではないかと思います。国土交通省の調査担当部署が感じておられるプレッシャーは大きいのではないかと、下手をすると現場が疲弊するのではないかと心配しております。もちろん、これだけの大幅な調査票配布の遅れをよしとするわけではありません。とはいえ、この問題を総務省政策統括官室に相談され、今回、統計委員会で報告をされたことは、多としたいと思います。今後はこのような大幅な遅れがでないように、できるだけ早く政策統括官室と統計委員会に相談して、知恵を出し合うような方向で対応して行っていただきたいと思いますが、今回は、そんなに長く待ってられないと思います。マンパワーと予算の不足について、統計委員会としても深刻に受け止めて、何とかこの状況を改善していくよう力を合わせる必要があるのではないのでしょうか。これは、すぐにはできないと思いますが、そこまで長くは待てないように思います。とにかく、今すぐしなくてはならないことは、先ほど委員長がおっしゃいましたように、リカバリーですので、とにかくできる限り早く、今すぐ取り組んでいただきたいという思いは、私も同じでございます。

以上です。

**○樫委員長** 津谷委員、どうもありがとうございます。逼迫している中で、先般の案件依頼、また更に逼迫させてしまって。本当に批判する以上に、そういう状況を我々も承知していますので、是非、そのリカバリーも厳しいとは思いますが、今のような形で、あるいは府省で、やはりもう少し体制を整備していただくことも、呼びかけていただきたいと思います。もちろん、今後、今すぐかどうかはまた別問題ですけど、是非よろしくをお願いします。

川崎委員、手が挙がっていると思います。よろしくお願いします。

**○川崎委員** ありがとうございます。この件を私はお聞きしまして、大変びっくりしたし、

大変残念に思いましたし、本当に困ったことだなと思いました。実は私、産業統計部会長で、この変更の審議のときに検討しまして、これで妥当という結論を出したもので、そのときには大変期待をしておりました。

そういう意味での感想と留意点を申し上げたいと思いますが、冒頭、明渡審議官から御説明がありましたように、これは結構、長い経緯で検討したものがありまして、大変重要な変更であると思います。ただ、技術的に難しい変更であったことは確かです。従来よりも、抽出方法をかなり変えるのですが、それによって精度を高めることができるので、随分、期待をしておったところです。これが実務的にそれほど難しいという認識は当時はあまりなかったのですが、やってみたら難しかったことが、今のお話から分かったように思いますので、いろいろチャレンジはしても、やはりうまくいかないときもあるのかなという気がしたので、大変残念ですけれども、是非、何とかリカバーしていただきたいなと思います。

その上で3点ほど、私が気になることを申し上げますと、一つは、特別検討チームでもよく言っている話題ですが、3Hですね。変化・初めて・久しぶりが、一番問題が起きやすいのが、我々の教訓の一つなのですが、まさに変化・初めての、初めてのところが、やっぱり失敗しているので、そういうことで慎重に取り組んでいただきたいのです。実はこういうときにおそれなければいけないのは、慌ててリカバーをして、そこでミスを重ねるおそれがあります。是非、慌ててリカバーして、気がついてみたら、まずいまま走ってしまったということのないようにしていただけたらと思うので、そのリカバー策の点検は、きちんとお願いしたいと思います。必要であれば、私自身も何か協力できることがあれば、させていただきたいと思います。

それから2点目は、もう既に委員の皆様がおっしゃったとおりですが、やはりこれをリカバーするには人的体制が何よりも大事になると思いますので、是非、今の体制にとらわれずに、きちんと人的体制を整備して、進めて取り組んでいただきたいというのがお願いです。

それから三つ目は、先ほど申し上げましたように、この抽出方法は、多分、今までのものとがらりと変わっているので、難しさはあるのだろうと思います。もし必要であれば、技術的なことがよく分かる方にアドバイスいただくのがいいのではないかと思います。もちろん、もし必要ならば、私も御協力しますので、是非、その点もよろしくお願いします。

以上です。

**○樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございました。非常に具体的に、どういうふうにするかについても含めて、お話しいただきました。

伊藤委員、手が挙がっております。伊藤委員、よろしく申し上げます。

**○伊藤委員** どうもありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私は、ちょっと御質問といった感じなのですが、資料の一番最後の調査フローを見ますと、建築工事届（写し）を都道府県から国土交通省に頂いて、そこから情報を入力するというフローなのかと理解しまして。この文章を読む限り、この建築工事届は、電子化があまりされていないのかなという印象を受けました。これは、まだ紙のやり取りでしょう

かというように思います。今回のリカバリーにおいて、いきなり電子化は難しいのかもしれないのですけれども、やはりこのようなところから電子化をどんどん進めていくということを、この調査に限らず、他の府省の調査等に関しても同じことが言えると思うのですけれども、普段の生活でも、まだ紙を使っているのかと思うことはよくありまして、もし、まだ紙を使って情報をやり取りしているというものが多いというところでしたら、やはりこのようなところのデジタル化、電子化を早急に進めていく方法を考えていただきたいというのが、感想です。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○樫委員長** ありがとうございます。デジタル化に向かえば、生産性、効率も上がるということですが、現状について、何かコメントしていただくことはできますか、国土交通省。

**○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 現状では、この建築工事届を、うちはPDFで送っていただくことになっておりまして、すぐにはこれを、なかなか難しい状況ですが、まずはリカバリーをさせていただきまして、そういうデジタル化についても、どうことができるかは、今回、デジタル化は、この統計に限らず、再発防止策、改善策としてございますので、検討してまいる必要があるかと考えております。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。篠委員から、手が挙がっております。篠委員、よろしくお願いいたします。

**○篠臨時委員** 篠でございます。しっかりやっていただければ有り難いなというのが、まず最初の感想でございますけれども、公表期日までにリカバリーをしていくことは、特別な体制を組む、特別なやり方をするという事だと思っております。できれば、お忙しいとは思いますが、それと併せてその中で、じゃあ、平常時に回すのにはどうしたらいいのかを、併せてお考えいただきながら、つまり、そこへ最終的に吸いつけていける形での、リカバリーの組み方をお考えいただきたいと思っております。

以上でございます。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。今後に向けて、よろしくお願いいたします。

**○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 今回、新しい調査の立ち上げというところではございましたので、続いて、こうした改善を行いまして、次につなげていきたいと思っております。

**○樫委員長** ありがとうございます。もちろん、初めてのことにチャレンジしていただいたので、先ほどのように、元々フィージビリティといいますか、資源、リソース不足であるというのは、もう率直に、我々に対して言っていただくのも必要だと思います。

続きまして、樫委員、よろしくお願いいたします。

**○樫委員** 私が申し上げたいことは、皆さんがもうおっしゃってしまったので、あまり追加で言うことはありません。先ほど、川崎委員が、リカバリーをしようとして、焦って、かえって問題を引き起こしてしまうリスクが一番心配だというふうにおっしゃっていましたが、私も、そこを一番心配しております。公表期日の9月末は変更せずに、調査計画の変更をするわけです。十分に検討はされたと思うのですけれども、本当に調査票の提出を

6月を締切りにして、そこまでに集められるのか、万が一、遅れても、9月末という目標を問題なく実現できる体制が組めるのか。そこをもう一遍確認をして頂きたい。9月末がやや危ないのであれば、これは本当に私の個人的な意見ですが、9月末という公表期日を変更することも含めてもう一遍考え直す必要も出てくるのではないかと思います。そこはよく検討していただきたいと思います。

**○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 現時点で、私どもは9月末の公表に向けて、しっかりと必ず取り組んでいきたいと考えております。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

私の方で考えるのは、この統計調査の重要性に鑑みれば、もう可及的速やかに、国土交通省がリカバリーに入っていたいただかなければならない。この統計の利活用に支障が生じないようにすることが、まずは第一に必要なことです。でも、今さっきありましたように、いろいろな危惧があるところですね。そのためには、早急に調査計画の変更が必要であるということから、本日、示していただきました調査計画の変更の方針については、統計委員会としては、今回、このリカバリーにとって、もうやむを得ない措置として了承することとして、とにかく国土交通省においても、直ちにリカバリーに全力を尽くしてもらうことにしたいと考えています。

ただし、実際に変更申請が行われるのは、これからになってしまいますので、今後の審議・答申に係る具体の手續については、私と、本件を預かる産業統計部会の川崎部会長とで相談して対応することにしたいと思います。このような対応でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、今後は、川崎部会長と相談して対応したいと思います。

もちろん最後に、国土交通省、本件のような事案が二度と発生しないように、何らかの意味でPDCAサイクルをきちんと回していただく。ある意味で、反省から始まるというか、何でこれが起きたかを、再発防止の徹底はお願いしたいと思いますが、ただ、現時点では、こちら最大限の尽力をリカバリーに向けていただきたいと思いますところでございます。

それでは、統計委員会の中でこの案件をどのように扱うか、その支援の体制も含めていろいろ考えたいと思いますけれども、こういう形で進めてまいります。原因・対策に関しては、別途、検討する場があると思いますけれども。

さて、以上、少し長くなりましたけれども、本日、用意した議題は以上でございます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から、連絡をお願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時・場所につきましては、別途、御連絡いたします。

以上です。

**○樫委員長** では、以上をもちまして、第175回統計委員会・第23回企画部会を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございます。